

シリーズシンポ:教育基本法改正問題を考える⑤

# 教育理念・ 目的の法定化 をめぐる国際比較

2004年4月 教育学関連15学会共同公開シンポジウム準備委員会

教育学関連15学会

日本教育学会/教育史学会/大学教育学会/日本教育行政学会

日本教育経営学会/日本教育社会学会/日本教育政策学会

日本教育制度学会/日本教育法学会/日本教育方法学会

日本教師教育学会/日本社会教育学会/日本生活指導学会

日本道徳教育学会/日本比較教育学会

つなん出版

## 国際比較関連資料

教育理念・目的の法定化をめぐる国際比較一覧	92
中国 牧野 篤 (名古屋大学/日本社会教育学会)	93
韓国 馬越 徹 (桜美林大学/日本比較教育学会)	112
ロシア 福田 誠治 (都留文科大学/日本比較教育学会)	120
ドイツ 前原 健二 (東京電機大学/日本教育行政学会)	141
フランス 池田 賢市 (中央学院大学/日本教育制度学会)	154
アメリカ 坪井 由実 (北海道大学/日本教育法学会)	161
イギリス 窪田 眞二 (筑波大学/日本教育制度学会)	167
イタリア 嶺井 正也 (専修大学/日本教育政策学会)	170
ノルウェー 北川 邦一 (大手前大学/日本教育政策学会)	173
オーストラリア 佐藤 博志 (岡山大学/日本教育経営学会)	193

## 教育理念・目的の法定化をめぐる国際比較一覧

### ○フォーマット

#### A/法定の形式

1. 法定の有無：○×
2. 法定のレベル：憲法(連邦・州)・法律(基本法)・法規命令/行政命令
3. 根拠条項：具体的に…… 法 条
4. 制定時期と改正の有無
5. 法定目標違反の法効果：目標違反による制裁の有無(私立学校・教師)

#### B/法定の内容

1. 徳目数
2. 法定目標(列挙)
3. 内容的特徴：「人格の完成」のような統合的特徴の有無/政治体制による特徴
4. 愛国心・伝統の尊重条項の有無：改正の有無、改正の時期
5. 下位目標との関係：学校目標・教科目標との関係

### ○参考資料

『文部科学時報』2003年5月臨時増刊号

『教育委員会月報』2003年5月号

### ○対 照 表

		日本	中国	韓国	露国	独国	仏国	米国	英国	伊国	ノルウェー	豪州
形式	憲 法		○			○*1	△	△			○*2	
	教育基本法	○	○	○	○		○					
	教育法規など	○	○			○	○	△	○	○	○	△
内容	人格の完成など	○	○	○		○	○	△		○	○	
	愛国心・伝統の尊重	△	○	△		△		△			△	

\*1 州憲法による規定。

\*2 宗教教育…ノルウェーは190ページの3行目、12行目にあるとおり、宗教教育について憲法で定めている。シンポジウム当日報告後、再考して修正(北川)。

【国際比較関連資料】ノルウェー

## ノルウェーの憲法及び教育法における教育目的の法定について 「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」

北川 邦一(大手前大学)

ノルウェーでは、憲法（189 ページ以下に抄録）で、国教である福音ルーテル主義キリスト教を信仰する住民はその宗教でその児童を教育する義務を有すること（第2条）、及び、国王は宗教にたずさわる公の教師が定められた規則に従うことを確実にすること（第16条）が定められている。

また、「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」（略称「教育法」）で初等教育及び中等教育の基本的事項が定められている。同法は、公立学校及び県の定める実習企業における基礎学校教育及び後期中等教育、並びに、私立学校法による国庫補助を受けない私立基礎学校及び基礎学校段階の私的家庭教育、さらに、同法の一定部分は地方公共団体が責任を負う成人教育に適用される。高等教育については、別に1995年法律第22号で定められている。

「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」の主な内容

- ①教育目的
- ②教育の権利と義務
- ③授業時間構成、教育内容と評価
- ④キリスト教知識・宗教・道徳教育。宗教活動の免除
- ⑤言語形態
- ⑥手話教育
- ⑦少数言語出身の生徒
- ⑧校則、出席停止、退学及び権利の喪失
- ⑨企業における職業見習い実習
- ⑩特殊教育
- ⑪交通（通学支援）と宿泊
- ⑫授業組織、学校の運営、機能、設備、教材
- ⑬教職員
- ⑭生徒・父母参加のための学校の機関

⑮企業内職業見習い教育との連携機関

⑯コムーネ、県及び国の責務

#### A/教育の理念・目的・目標法定の形式

1. 法定の有無：○
2. 法定のレベル：法律及び当該法律 § 1-3 に基づいて行政機関が定める施行規則
3. 根拠条項：§ 1-2、§ 2-4、§ 3-3 及び行政機関への委任条項 § 1-3
4. 制定時期と改正の有無：有（上記根拠条項を含めて有り）。

「教育法」は1998年7月17日制定・法律第61号、最近改正は2003年7月4日法律第84号。うち、§ 1-2は2000年6月30日法律第63号、§ 2-4は2002年8月1日法律第10号、§ 3-3は1999年7月17日法律第74号・上記2000年法律第63号・2003年6月27日法律第69号により改正が行われ、§ 1-3は改正されていない。

教育課程の「一般編」は当時の教会教育研究省が1994年に制定し以後改正されていない。各科目の教育課程は基礎学校は1997年制定が現行、高校は94年に制定され、後、部分改訂が行われている。

5. 法定目標違反の法効果・制裁の有無：違反が法的問題になったことは殆ど無い。

#### B/法定の内容

1. 徳目数：24
2. 法定目標等（目的・目標及び一部「方針」と言いうるものを含めて記述する。）

§ 1-2 教育の目的（§ ○-○で示す条項の題目は原文の翻訳）

##### 基礎学校教育について

家庭の協同と理解による教育目的の遂行

キリスト教的倫理的成育

精神的身体的発達

良好な一般的知識の付与

家庭と社会における有益で独立した人間への育成

##### 後期中等教育について

仕事と社会生活に必要な技能と理解と責任の発達

個人的な発達

基本的なキリスト教的人間的価値についての自覚と理解

国の文化遺産

民主主義の理念

科学的思考方法及び労働方法の増大

} への貢献

基礎学校教育及び後期中等教育について

人間の平等	} の促進
精神の自由と寛容	
環境生態学 (エコロジー) 的理解	

国際的協同責任

より広い教育及び学習の基礎の提供

共通の知識、文化及び基本的価値の基礎	} の維持
人々の高い水準の能力	

§ 2-4 キリスト教宗教道徳知識科の教育。宗教活動の免除、等

キリスト教、宗教及び道徳についての知識の教育

文化遺産 (文化的伝統kulturarv) 及び福音ルーテル教信仰としての聖書及びキリスト教基礎知識の付与

他のキリスト教宗派の知識の付与

他の世界宗教、人生観、道徳的哲学的問題の知識の付与

キリスト教的、人道主義的価値観への理解と尊重の助長

信仰及び人生観問題について異なる解釈の人々との理解と尊重と対話の能力の助長

(福音ルーテル教以外の宗教・人生哲学に基づく場合のこの科目授業の免除規定あり)

§ 3-3 後期中等教育の授業設定

学業資格、職業資格及びその部分的資格の修得

3. 内容的特徴：

統合的教育目的はある。ルーテル教国教、デンマーク、スウェーデンからの独立運動の伝統、北欧社会民主主義的福祉国家思想に基づく政治体制の影響が大きい。

4. 愛国心の直接規定条項は無い。伝統的教育規定はあると言うべきであろう。

上記 kulturarv の英訳 cultural heritage は伝統の意を含んでおり、前記波下線部等の内容は同国の伝統。

5. 下位目標との関係：学校目標・教科目標との関係

「教育法」§ 1-3の、内閣は「学校教育のあらゆる目標と原則を充足するために施行規則を定めることができる」との規定によって「基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程一般篇」及び初等中等学校の各科目の教育目標等が定められている。

以上

基礎学校及び後期中等教育に関する法律（教育法）（抄訳）

1998年7月17日・法律第61号

（1998年11月27日政令1096号により1999年8月1日施行）

（最近改正2003年7月4日法律第84号・同年10月1日施行）

[訳注①以下の出典は<http://www.lovddata.no/all/nl-19980717-061.html>(2003.10.31現在)

②改正の根拠法規について、上記 lovddata では条文末に左詰で記されているが、以下の抄訳では、インデント（行頭下げ）を施し、各改正ごとに改行した。]

第1章 目的と適用範囲

§ 1-1 法律の適用範囲

この法律は、他に特別の定めのない場合、公立学校及び実習企業における、基礎学校教育及び後期中等教育に適用される。

この法律は、私立学校法による国庫補助を受けない私立基礎学校及び基礎学校段階の私的家庭教育に適用される。

成人のために特別に組織された教育並びにコムーネ又は県が責任を負う教育に対しては、§ 4-A が適用される。

改正 1999年9月17日法律第74号(同日の政令第1011号により同日施行)、

2000年6月30日法律第63号(同日の政令第645号により2000年8月1日施行)

2003年7月4日法律第84号(同年10月1日施行)

§ 1-2 教育の目的

基礎学校は、家庭の協同と理解を得て、生徒をキリスト教的倫理的に育成させ精神的身体的に発達させ良好な一般的知識を与え、彼らが家庭と社会において有益で独立した人間になることを援助しなければならない。

後期中等教育は、生徒が仕事と社会での生活が行えるよう技能と理解と責任を発達させ、生徒、職業実習生及び実習生候補の個人的な発達を援助しなければならない。後期中等教育は、基本的なキリスト教的人間的価値についての自覚と理解、この国の文化遺産、民主主義の理念、並びに科学的思考方法及び労働方法を増大させることに貢献しなければならない。

基礎学校教育及び後期中等教育は、人間の平等、精神の自由と寛容、生態学的理解及び国際的協同責任を促進しなければならない。

教育は、より広い教育及び学習の基礎を提供し、共通の知識、文化及び基本的価値の基礎、並びに人々の高い水準の能力を支持しなければならない。

教育は、個別の生徒及び職業実習生の能力と適性に応じたものでなければならない。

教員と生徒、職業実習生及び実習生候補と企業、学校と家庭、学校と労働生活の間に良好な協同の形態を創ることを重視しなければならない。学校及び実習企業に関与する者は、生徒、職業実習生及び実習生候補が傷つけられたり攻撃的な言語及び行為に晒されることのないように努力しなければならない。

改正 2000年6月30日法律第63号(同日の政令第645号により同年8月1日施行)

### § 1-3 施行規則

閣議における国王 Kongen i statsråd ※は、学校教育のあらゆる目標と原則を充足するために施行規則を定めることができる。

[訳注：※大文字Kによる Kongen i statsråd は、法文用語で内閣を指す。Jon Gisle, JUSLEKSIKON, 1999, KUNSKAPSFORLAGET, Oslo, 参照。]

### § 1-4 試行

省は、コムーネ又は県からの申請に応じて、時限的な教育的組織的実験に関して、この法律及びこの法律による規定からの逸脱を許可することができる。

[訳注：「省」の原語 Departementet は「既知形」で、英語の定冠詞付き名詞に当たり、Utdannings- og forskningsdepartementet (UFD) を指す。]

## 第2章 基礎学校

### § 2-1 基礎学校教育の権利と義務

児童と少年は基礎学校教育を受ける義務を負い、この法律及びこの法律の施行規則による公立の〔公的な〕基礎学校教育を受ける権利を有する。この義務は、公立の基礎学校教育又は他のこれと同等の教育によって守られる。

基礎学校教育の権利は、児童が3ヶ月を超えてノルウェーに住む見込みの時に適用される。この学校教育の義務は、滞在が3ヶ月を超えた時に始まる。省は、特別の場合、生徒のこの義務を免除することができる。

基礎学校教育の義務は、通常、児童が暦年齢満6歳になったときに生ずる。もし、専門的な評価によって児童が学校教育を始めるほどに成熟していないと疑いがもたれるならば、児童は両親が申請するとき学校教育の始期を1年遅らせる権利を有する。専門的な評価に従い、かつ書面による両親の同意によって、コムーネは特別の場合に学校教育の始期を1年遅らせることができる。両親がそれを求め又は両親がそれに同意するならば、児童が4月1日に満5歳になる場合、コムーネは専門的な評価にしたがって児童を1年早く学校に入れることができる。



教育の権利と義務は、生徒が10年間の学校年を満たすまで存続する。専門的評価に従い、かつ両親の書面による同意によって、コムーネは、そうすることが生徒の利益になると認めるとき生徒の教育の義務の全部又は一部を免除することができる。

欠席する権利を有する場合以外は、生徒が義務教育を欠席するならば、生徒の両親又は保護者は、それが彼らの故意又は怠慢によるのであるならば、罰金を課せられる。公的訴追は、コムーネが決定しない限り始められない。

改正 2003年1月31日法律第10号

## § 2-2 基礎学校教育の時間数

省は、基礎学校の総授業時間に関する規則を定める。

コムーネは、第1項による規則に定められた時間を超えて授業時間に関して規則を定めることができる。ノルウェー官報における告示に関する行政法第38節第1項c号の要請は、適用されない。

授業は、学年度の連続する45週枠内で最小限38週にわたらなければならない。

コムーネは、生徒に対して学年度における授業日及び休業日に関する規則を定める。この規則は、国家試験の催行に適していなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第38節第1項c号の要請は、適用されない。

省は、生徒の毎日の授業時間と休憩時間に関する規則を定めることができる。

## § 2-3 基礎学校教育における内容と評価

基礎学校教育は、キリスト教・宗教・道徳科、ノルウェー語、数学、外国語、体育並びに家庭、社会、自然に関する知識及び美的、実用的及び社会的訓練を含まなければならない。§ 2-2による授業時間の一部は、学校及び生徒が選ぶ科目及び活動、学校キャンプ活動、並びに、他の学校の教育または学校外の労働の場での教育に使うことができる。コムーネは、§ 2-2による規則で定められる最小時間を超える授業時間をどのように使うかを決定する。

省は、基礎学校の主要段階ごとに、科目及び時間の配分、主たる授業方法、並びに、各科目の授業における知識目標・対象目標及び主要要素に関する規則を定める（教育課程。læreplanar）。省は、生徒及び私的受験者 *privatist* の評価及び評価に対する不服申立て *klage* に関する規則、並びに試験に関する規則、証明記録に関する規則を定める。

生徒は、授業において能動的でなければならない。教育職員は、この法律によって定められた教育課程に適合して授業を準備し遂行しなければならない。校長は、第1項、及び、第2項に基づく規則に適合し、かつ、§ 1-2、及び、§ 1-3に基づく規則に適合して学校を組織しなければならない。

コムーネの申請に基づいて、省は、それが全体としての授業要請を引き下げないならば、学校が第1項及び教育課程に関する規則から逸脱することを認めることができる。このような許可がされる以前に、それは学校の協同委員会の意見表明に問われなければならない。

改正 1999年9月17日法律第74号(同日の政令第1011号により同日施行)、  
2002年4月12日法律第10号(同日の政令第349号により同年8月1日施行)。

[訳注:①10年制基礎学校は、第1-4学年、第5-7学年、第8-10学年の三つの主要段階hovudstegaに区分される。②私的受験者privatistはprivate/external candidate for a public examinationの意味。Engelsk stor ordbok med iFinger, Kunnskapsforlaget, Oslo, 2001.]

§ 2-4 キリスト教宗教道徳知識科の教育。宗教活動の免除、等  
キリスト教、宗教及び道徳についての知識の教育は、

- ・文化遺産 kulturarv [cultural heritage] 及び福音ルーテル教信仰としての聖書及びキリスト教の基礎知識を与え、
- ・他のキリスト教宗派の知識を与え、
- ・他の世界宗教、人生観、道徳的哲学的問題の知識を与え、
- ・キリスト教的、人道主義的価値観への理解と尊重を奨励し、かつ、
- ・信仰及び人生観問題について異なる解釈の人々との理解と尊重と対話の能力を奨励しなければならない。

キリスト教知識・宗教・道徳科は、すべての生徒が正規に参加すべき普通の授業科目である。この科目の授業は説教を含んではならない。

キリスト教知識・宗教・道徳科の教員は、始めに§ 1-2に定められた基礎学校の目的条項を取り扱い、また、キリスト教並びにその他の宗教及び人生観の特徴を取り扱わなければならない。同じ教育原理が様々な問題の授業の基礎に据えられていなければならない。

生徒は、彼ら自身の宗教、哲学によって、他の宗教の実践あるいは他の哲学への参加するために、両親の文書通知によって各個の学校の授業のこの科目の部分への出席を免除されなければならない。このことは、学級の内又は外での宗教的活動においても可能である。学校は、免除が通知された場合、可能な限り、特に低学年段階においては、教育課程内の異なる授業の権利を提供するという解決を探さなければならない。

15歳に達した生徒は、自分で上記第4項の文書通知をすることができる。

2002年4月12日法律第12号により改正(同日の政令第349号により同年8月1日

施行)。

### § 2-5 基礎学校における言語形態 målformer

コムーネは、どちらの言語形態が個別の学校における主言語であるかに関する規則を定める。主言語は、筆記教育と筆記学習で用いられなければならない。第8学年以上では、生徒は自分が望む筆記言語形態を使うことができる。

口頭授業の場合、生徒と教育職員は、自分たちが用いたい会話言語を自分たち自身で決める。教育職員と学校管理者は、言語選択と表現方法における生徒の会話言語を最大限度可能な限り考慮しなければならない。

親は第7学年までの生徒が使う教科書の言語形態を決める。第8学年からは、生徒がどちらの言語形態を用いるかを決める。ノルウェー語の授業では、生徒は主言語形態の教科書を持たなければならない。

第1学年から第7学年の一つの学年の学級に通っている生徒の10人以上がコムーネが採用したのとは異なる主言語形態の筆記教育を要求する場合、もしその結果、生徒が去った後の学級又は学級の各々に残される生徒が10人より少なくならなければ、彼らは分離学級を作る権利を有する。この権利は、分割によって作られた学級に残る生徒が6人以上いる限り存続する。コムーネで生徒が複数の学校に分散している場合、親は単純多数でどの学校が当該の主言語の授業を行うべきかを決定する。

それまで使っていたのとは違う主言語形態の学校に転校した第1-4学年の生徒は、引き続き元の主言語形態のノルウェー語による筆記教育を受ける権利を有する。彼らはその人数に拘わらず一つの分離集団でノルウェー語教育の授業を受ける権利を有する。

基礎学校の最後の2年間、生徒はノルウェー語の両方の形態の授業を受ける。省は、特別の言語授業を受ける生徒に対する第二ノルウェー語形態の授業の免除に関する規則を定める。

ノルウェー語の主形態の変更については、又はコムーネ議会の過半数若しくはその有権者の四分の一以上が変更を求めたときには、意見表明の全員投票が行われなければならない。§ 8-1に定めによりその学校の通学区に住み、かつ、1985年3月1日の法律第3号(選挙法) § 11による投票権を有する者は、この全員投票の権利を有する。筆記授業の機会に関する投票権は、以上に加えて、居住地又は国籍に関わらず、当該学校に通学している児童の親も有する。省は、さらに施行規則を定めることができる。

改正 2000年6月30日法律第63号(同日の政令第645号により同年8月1日施行)

2003年6月27日法律第69号(同日の政令第774号により同年8月1日施行)

[訳注：言語形態 målformer は、ノルウェー語のブックモールとニューノルスクを

指す]

## § 2-6 手話教育

第一言語を手話とする生徒は、手話によるかつ手話についての基礎学校教育を受ける権利を有する。その授業の時間配分と教育内容範囲は、この法律の § 2-2 及び § 2-3 による規則で定められなければならない。

コムーネは手話による教育及び手話についての教育が、生徒の学校とは異なる場所で行われると定めることができる。

義務教育年齢より下で手話教育を受ける特別の必要のある児童は、そのような教育を受ける権利を有する。省は、さらに施行規則を定める。

コムーネが第1項及び第3項による決定を行う前に、専門家による評価が行われなければならない。

改正 1999年9月17日法律第74号(同日の政令1011号により同日施行)

## § 2-7 クベンーフィン出身の生徒のためのフィンランド語教育

トットン及びフィンマルク地方においてクベンーフィン出身の基礎学校の3人以上の生徒が要求するときは、その生徒たちはフィンランド語による授業を受ける権利を有する。その授業の時間配分と教育内容範囲は、この法律の § 2-2 及び § 2-3 による規則において定められる。第8学年以上では、生徒自身がフィンランド語で授業を受けるか否かを定める。

省は、学校の教員が第1項に定める授業をすることができないとき代替授業に関する規則を定めることができる。

## § 2-8 少数言語出身の生徒のための教育

コムーネは、ノルウェー語及びサミ語とは異なる母語の生徒に、彼らがノルウェー語で十分に科目の学習ができるまで、学校における通常の学習に付いてゆくことができるように、必要な母語教育、二言語による教育及び特別なノルウェー語教育を行わなければならない。

母語教育は、生徒が通常通う学校とは異なる学校で行われることができる。

[この条項の続き及び § 2-9、§ 2-10、訳出を省略]

## § 2-11 義務教育の免除

適切な場合には、コムーネは申請に応じて、個別の生徒が2週間まで学校を休むことを認めることができる。

ノルウェー教会外の信仰共同体に属する生徒は、申請によって、その共同体が聖なる日とする日に学校を欠席する権利を有する。この権利は、親が免除期間に必要な教

育を行い、免除期間が終わったとき生徒が一般生徒の授業についていくことができるかどうか依存する。

#### § 2-12 私立基礎学校

私立基礎学校は省によって承認されなければならない。承認は、学校が第2項及び第3項に定められた要件を満たすときに行われる。この承認なしに私立の基礎学校を運営する者は罰金に処せられる。

この法律の §§ 1-2、1-3、2-3 及び 2-4 並びにそれらによる規則は、これらの規定がノルウェーの国際法上の義務を侵さない限り、私立基礎学校の内容と評価に適用される。

私立基礎学校には、§ 2-2、§ 2-5 の第1、2、3 及び 6 項、§ § 2-9、2-10、2-11、8-2、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、Kapittel 9a、§ § 10-1、10-2、10-6、10-9、11-1、11-2、11-3、11-4、11-7、11-10、13-10、14-1、15-3 及び 15-4 も適用される。

省は、ノルウェーにおける外国の学校及び国際的学校に対して、第2項及び第3項の要件の免除を行うことができる。

改正 2002年12月20日法律第112 (同日の政令第1735号により2003年4月1日施行)

2003年7月27日法律第69号 (同日の政令第774号により同年8月1日施行)

#### § 2-13 家庭における私教育に対する法律の適用

この法律の §§ 1-2、1-3、2-3 及び 2-4 並びにこれらによる規則は、それらの規定が国際法の下でのノルウェーの義務を侵さない限り、家庭における私的な基礎教育の内容に適用される。

#### § 2-14 点字教育等

弱視及び盲目の生徒はブライユ点字使用による in the use of Braille 必要な教育 instruction 及び必要な援助を受ける権利を有する。このような生徒は、学校、通学途上及び家庭における移動に関連した必要な指導と運動教育を受ける権利も有する。この教育の期間及び内容は、この法律の § 2-2 及び § 2-3 による規則で定められる。決定がされる前に、この教育に関する専門家による評価がされなければならない。

追加 2000年6月30日法律第63号 (同日の制令645号により同年8月1日施行)

#### § 2-15 無償の公立基礎学校教育を受ける権利

生徒は、無償の公立基礎学校教育を受ける権利を有する。コムーネは、生徒又は父母が基礎学校の授業、教材、通学、校外活動滞在、遠足その他の基礎学校授業の一部をなす旅行と関連する支出の不足分を充足するよう求めることはできない。

追加 2003年1月31日法律第10号

### § 3-1 後期中等教育を受ける権利

基礎学校又はこれと同等の教育を修了した少年は、申請によって3年間の全日制の後期中等教育を受ける権利を有する。その教育課程が3年よりも長い学科の生徒は、教育課程に定められた期間の教育を受ける権利を有する。15歳に達した若者は、高等学校入学の申請を自分でしなければならない。

生徒、職業実習生、実習生候補はこの法律及びこれに応ずる規則の定めるところによる教育を受ける権利を有する。

この権利は、通常基礎学校を修了して5年の間に、また、実習が全面的あるいは部分的に実習企業で行われる場合には6年の間に、全面的に要求され行使されなければならない。県は、申請に応じて、生徒、職業実習生又は実習生候補が権利の損失なしにその実習を延期又は中断することを認めることができる。省は、延期及び中断の権利に関する規則を定める。省は、実習の延期又は中断の権利を与える条件に関する規則を定める。

後期中等教育の権利は、学科再選択の申請によって、1年間まで、拡大される。

第5章の規定※による生徒は、各人の学習目標との関係で必要なときには、専門的評価によって必要と認められるならば、2年間まで追加の教育を受ける権利を有する。県が決定をする前に、生徒の特別な必要についての事前の専門家の評価が行われなければならない。この権利は、§ 3-9による手話による又は§ 3-10による点字による教育の権利の権利を有する生徒に対しても適用される。

申請者は、申請した1年間の基礎コース三つのうちのひとつとその基礎コースの上に設置されている2年間の上級コースに入る権利を有する。この法律の第5章による特殊教育を受ける権利を有する申請者、及び、専門家の評価においてその個別の基礎課程の前に特別の必要を有する申請者は、省の規則が定める定員の範囲内でその課程に入学する権利を有する。

県は、生徒、職業実習生又は実習生候補が選択した教育の履修に特別の困難を有する場合には、別の教育を提供しなければならない。

省は、入学に関する規則を定める。

公立高等学校及び実習企業で提供される教育は無償である。

県は、生徒、職業実習生及び実習生候補が学習に通常必要な自分の使用する教材及び学習器具を備えさせることができる。

県は、生徒及び職業実習生にそのような教材を複写するに必要な費用の負担を要求することができる。

省は、更なる施行規則を定める。

改正 2000年6月30日法律第63号（同日の政令645号により同年8月1日施行）

〔※訳注：第5章Kapittel 5.は、特殊教育Spesialundervisning for barn, unge og vaksne〕

### § 3-2 後期中等教育の時間数

省は、後期中等教育における総授業時数並びに職業実習生及び実習生候補の総実習時間に関する規則を定める。

学校の教育に充てられる時間は、学年における連続した45週の枠内で少なくとも38学校週以上でなければならない。

県は、学年度における授業日及び生徒の休業日に関する規則を定める。規則は、全国試験の実施を考慮したものでなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第38節第1項cの要請は、適用されない。

省は、日々の授業時間及び生徒の休憩時間の枠組みに関する規則を定めることができる。

改正 1999年9月17日法律第74号（同日の政令第1011号により同日施行）

2000年6月30日法律第63号（同日の政令645号により同年8月1日施行）

2003年6月27日法律第69号（同日の政令第774号により同年8月1日施行）

### § 3-3 後期中等教育の実習取り決め

後期中等教育は、学業資格、職業資格またはより低い水準の資格へと導くものでなければならない。

学校の学科は、基礎学科と数段階の上級学科含む。各学科の〔段階の〕期間は、通常1学年間とする。

学科〔専門、職業〕教育は、通常、2年間の学校における教育及び1年間の企業における教育〔訓練、実習〕を含む。企業における教育が企業における生産労働と結びついているときは、企業における教育は2年以上に延長することができる。

県は、この個別の場合に、全教育又はその教育課程の学習者が学ぶ大部分を定める教育・実習協定lærekontrakt/opplæringskontraktが企業において行われることを承認することができる。

県が企業における生産的労働の教育を申請者に対して用意できないときは、企業における教育〔実習〕部分も学校で行なわれなければならない。

高等学校は、職業実習生及び実習生候補に対して理論的教育の提供並びに短期学科の提供をしなければならない。

省は、特別に小さな諸科目、特に大きな理論的必要を伴う諸科目、特別な資格要求のための諸科目、§ 3-1に該当しない職業実習生及び実習生候補、及び、特別の必要を要する職業実習生及び実習生候補のために、上記の実習取り決めからの逸脱 *avvik* [deviations] に関する規則を定めることができる。省は、企業において実習が行われるべき科目にて行われる科目に関する規則を定める。

改正 1999年9月17日法律第74号(同日の政令第1011号により同日施行)

2000年6月30日法律第63号(同日の政令第645号により同年8月1日施行)

### § 3-4 後期中等教育の内容と評価

省は、学科の提供、並びに、科目及びその時間配分、並びに、教育の内容及びその達成の仕方を規定する教育課程 *læreplan* に関する規則を定める。省は、生徒・職業実習生及び実習生候補の評価、評価に対する不服申立て、試験、職業資格試験、並びに資格証書に関する規則を定める。省は、前に修得した教育又は実習の履修証明に関する規則を定める。

生徒、職業実習生及び実習生候補は、教育において能動的でなければならない *skal vere aktivt med i opplæringa*。教育職員は、この法律に基づいて作られる教育課程に従って授業を準備し実施しなければならない。校長は、第1項による規則に従い *i samsvar med* [être conforme à, in accordance with]、かつ、§ 1-2 及び § 3-3、並びに § 1-3 による規則に従って学校を組織しなければならない。

省は、県の申請に基づいて学校が教育課程から逸脱することを承認することができる。この承認がされる前にこれについて学校協同委員会の意見の表明がされなければならない。

改正 1999年9月17日法律第74号(同日の政令第1011号により同日施行)

改正(続き) 2000年6月30日法律第63号(同日の政令第645号により同年8月1日施行)

### § 3-5 実習と学校以外での職業資格試験

定められた実習期間の25%以上の労働経験を有する者は、それに基づいて職業資格試験 (*fag-og sveineprøve*) を受けることができる。県の職業実習委員会 (*yrkesopplæringsnemnda*) は、申請者が申し述べる労働経験が承認し得るものか否かを決定し、かつ、特別の場合には経験期間を上のだめよりも短縮することができる。

### § 3-6 フォローアップ・サービス

県は、§ 3-1に定める実習の権利を有し、かつ実習も労働もしていない少年に対するフォローアップ・サービスをしなければならない。このサービスは、§ 3-8 又は § 4-6



に定める後期中等教育の権利を失った少年をも含む。

省は、フォローアップ・サービスに関する規則を定める。

### § 3-7 校則等

県は、各高等学校の校則 (ordensregelment) に関する規則を定める。校則は、法律その他の方法によって定められていない限りで、生徒の権利と義務に関するきまり (regel) を定める。校則は、行動に関するきまり、校則に問題を起こした生徒に対して適用され得る措置についてのきまり及びそのような事項を扱う手続きに関するきまりを含まなければならない。

校則は、生徒及びその父母 (foreldra 親 (複数・既知形)) に知らされなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第38節第1項cの要請は、適用されない。

体罰又は恥辱的な処遇は行われてはならない。

例えば退学 bortvisining 又は権利の喪失 tap av rettar を含め、懲戒に関する決定が行われる前に、生徒には、決定の責任者に対して口頭でその事情を示す機会が与えられなければならない。

### § 3-8 退学及び権利の喪失

県は、校則の中で重大又は反復的に校則を侵犯する生徒は5日までの停学にされることがあると定めることができる。校長は、その生徒を教えている教員の意見を聞いた後、生徒に対して上述による決定をしなければならない。

生徒が学校の秩序及び平穏な学業に重大に違反する行為を続けるとき又はその義務を著しく怠るとき、生徒は入学を認められた基礎コース又は上級コースから退学させられることがあり得る。コースからの退学に関する決定と関連して、県は生徒が § 3-1 に定める権利を喪失することを決定することができる。県は、生徒の後期中等教育からの退学又はその権利の喪失を定める本項の責任を学校の学校の機関 (organ) に委任することはできない。

退学又は権利喪失の決定が行われる前に、生徒を救済し又は罰する他の措置を用いることが可能であるかについての決定がなされなければならない。

### § 3-9 高等学校における手話教育

§ 3-1 による後期中等教育を受ける権利を有し、かつ手話を第一言語とする少年又は専門家の評価によって手話教育を必要とする少年は、高等学校においてそのような教育を受ける権利及び及び第2項で定められた手話環境において教育用語として手話を用いる権利、又は通常の学校において手話通訳者を用いる権利を有する。同じ権利は、

後期中等教育への入学を認められた、§ 3-1 のよる権利を有しない成人にも適用される。

県による決定がされる前に、専門家の評価が行われなければならない。

この法律で、手話環境という用語は、特に手話使用と手話媒体との両方において聴覚損傷生徒のために特別適切な教育設備を備えた学校をいうこととする。

第2項による手話使用及び手話媒体の両方における教育を受ける権利は、これらの学校に設置された学科に限られる。この教育は部分的には通訳者の援助とともに行われることができる。

この教育の期間及び内容は、本法の § 3-2 及び § 3-4 による規則で定められるであろう。

省は、入学条件その他に関してさらに規則を定めることができる。

1999年9月17日の法律第74号により追加(2000年6月30日の政令第639号により2000年8月1日施行)

#### § 3-10 ブライユ点字教育等

弱視及び盲の生徒は、ブライユBraille点字による必要な教育を受ける権利を有する。このような生徒は、学校における移動と関連して必要な方向づけ・可動教育を受ける権利も有する。この教育の期間及び内容は、本法の § 3-2 及び § 3-4 による規則で定められるであろう。この教育についての決定がされる前に、専門家による評価が行われなければならない。

2000年6月30日の法律第63号により追加(2000年6月30日の政令第645号により2000年8月1日施行)

### 第4章 企業における後期中等教育

#### § 4-1 職業実習生及び実習生候補

この法律にいう職業実習生とは、§ 3-4 に基づく規則の定めに従って職業資格試験 *fagprøve eller sveineprøve i fag* [a trade or journeyman's examination in a trade] を受けるために必要な見習い実習期間を要する職業における実習契約を結んだ者である。この法律にいう実習生候補とは、より小さい範囲の職業資格試験 *ei mindre omfattende prøver enn fag-eller sveineprøve* のために同様の実習契約を結んだ者である。

改正 2000年6月30日法律第63号(同日の規則 *resolusjon* 第645号により同年8月1日施行)

#### § 4-2 職業実習生の特別の権利と義務

職業実習生及び実習生候補は、法律と賃金協定 *tariffavtaler* に定める権利と義務を有する実習企業における被雇用者である (§ 4-6 の最終項、参照)。

契約による実習期間が終了したとき、労働協定 *arbeidsavtalen* も適用を終わる。職業実習生または実習生候補が当該企業に居続けるためには、新しい労働協定が結ばれる必要がある。

職業実習生及び実習生候補は、高等学校の生徒と同様に、教育学心理学センター *pedagogisk-psykologisk teneste* を利用することができる。

通常の実習条項によって利益を得ない、又は得ることができない実習生候補は、第5章に定める特殊教育を受ける権利を有する。そのような教育のためには、§ 5-1 の、第2項最終段以外、並びに、§ 5-3、§ 5-4、§ 5-5 及び § 5-6 が適用される。

改正 2000年6月30日法律第63号 (同日の規則 *resolusjon* 第645号により同年8月1日施行)

#### § 4-3 実習企業の承認

1人又はそれ以上の職業実習生又は実習候補生を採用する企業は、県の職業実習委員会から承認されなければならない (§ 12-3、参照)。個別の企業、公的機関又は施設、及び、実習に共同で責任を負うと見なされる組織体 (実習事務所及び実習団体) の協同機関は、実習企業として承認されることができる。

実習企業は、実習内容に関する § 3-4 による規則に定める要件を満たし、かつ、その実習とその監督に責任を負う資格を有する者 (実習監督) を雇用していなければならない。省は、実習企業の承認の条件に関して施行規則を定めることができる。

改正 2000年6月30日法律第63号 (同日の規則 *resolusjon* 第645号により同年10月1日施行)

[§ 4-4 以下 § 16-2 までは、訳出を省略]

#### § 16-3 他の法律の廃止

次の法律は、廃止される。

1. 基礎学校に関する 1969年6月13日の法律第24号
2. 後期中等教育に関する 1974年6月21日の法律第55号
3. 労働生活における職業実習に関する 1980年5月23日の法律第13号
4. 生徒及び学生の福祉組織に関する 1986年5月9日の法律第19号

[訳注: 「§ 16-4 他の法律の改正」以下は、訳出を省略]

総合大学及び専門大学に関する法律(抄)

1995年5月12日法律第22号(1996年1月1日施行)

2003年6月27日法律第70号により同年7月1日から最近改正施行

第1章 適用範囲及び目的

第2節 施設〔高等教育機関〕の活動

(第1項) この法律に定める施設は、最も進んだ科学研究、技芸の発展及び経験的知識に基づいて高等教育を提供する。

(第3項) この法律に定める施設は、教育、研究または技芸及び科学の発展に関して指令を受けてはならない。

(第7項) 総合大学及び専門大学は、基礎的研究及びその訓練について、並びに科学的収集及び展示を行う研究図書館及び博物館の構築、運営及び維持について、特別の国民的責務を負う。

(以上、北川邦一訳)

ノルウェー王国憲法

はじめに

ノルウェーの憲法は、全5章112か条で構成されている。同国の政治実態と照応させての同国憲法の評価は学問上の大問題であり、筆者には至難の課題である。以下の抄録は、それにもかかわらず、「教育目的の法定」論の観点からノルウェーの状況理解の参考のための、紙幅と紹介者の能力との兼ね合いによる応急最小限の抄である。

邦訳は、吉川智「ノルウェー王国憲法とその特徴について」(1989年・国士舘大学日本政教研究所『日本政教研究所紀要』第13号、91-106頁)の抄である。駐日ノルウェー大使館によれば、同国憲法全文の邦訳は、同国政府によるものは無く、同大使館が存在を確認しているのは吉川訳のみである。抜刷を下さった吉川氏に謝意を表す。なお、邦訳に付された主要語のノルウェー語及び英訳は、ここでは省略した。

(北川邦一解説)

ノルウェー王国憲法(抄)

1814年5月17日、エイズヴォルの制憲議会で制定された憲法

A章 政治形態及び宗教

第1条 ノルウェー王国は、自由・独立・不可分且つ不可譲の王国である。その政治形態は、制限世襲君主制である。

第2条 王国のすべての住民が、自己の宗教について、これを自由に信仰する権利を有する。福音的ルーテル派キリスト教が引き続き国の公教である。この宗教を信仰する住民は、同じくこの宗教でその児童を教育する義務を有する。

## B章 行政権、国王及び王室

第3条 行政権は、国王に属する。

第12条 国王は、親ら投票権を有するノルウェー国民の政府を選任する。政府は、1人の内閣総理大臣及び少なくともその他7人の閣僚でこれを組織する。政府閣僚の半数以上は、国の公教を信仰していなければならない。

[第3項、略]

第16条 国王は、すべての公教会及び教会礼拝式並びに宗教的事項に関するすべての集会及び会合に対して命令を発すると共に、宗教にたずさわる公の教師がそのために定められた規則に従うことを確実にする。

## C章 公民権及び立法権

第49条 国民は、国会を通じて立法権を行使し、且つ国会は、上院と下院の2部から成る。

第50条 選挙権を有する者は、遅くとも選挙が行なわれる年に、18歳に達している男女ノルウェー国民である。

[第2項、第3項は省略。 - 北川]

第73条 国会は、その国会議員の中から4分の1を指名して、上院を構成し、残り4分の3が下院を構成する。右指名は、新たな総選挙後に集会する第1回目の通常国会でこれを行ない、その後、上院は、右の選挙後に集会するすべての国会会期間変更されることはない。但し、上院の議員中に生じる欠員を特別の指名によりこれを補充する場合は、これを除外する。

各院は、各別に集会し、且つそれぞれの議長及び書記を指名する。何れの院も、少なくともその議員の過半数が出席しない場合には、会議を開くことができない。但し、憲法の改正に関する法案は、少なくとも国会議員の3分の2の出席がなければ、これを審議することができない。

第74条 国会が構成されると、直ちに国王又は国王がそのために任命した者が演説を行なうことにより、その会を開く。その演説の中で、国王又は国王がそのために任命した者は、王国の状態について及び特に国会の注意を喚起したい

事項について、国会に知らせる。如何なる審議も、国王臨席の下では、これを行なうことができない。

国会議事が開かれた場合には、内閣総理大臣及び政府閣僚は、国会及びその各院に出席する権利を有し、且つ議員と同様に公開で行なわれる国会議事の場合には参加する権利を有する。但し、この場合、投票権はこれを有しないものとする。また、秘密会で討議される事項においては、当該の議院がこれを許可した場合にのみ限られる。

第75条 次の事項は、国会に属する。

- a 法律を制定し且つ廃止すること。租税賦課金・関税及びその他公課を課すること。但し、これらの公課は、新たな通常国会が明確にこれを更新するのでなければ次の年の12月31日以後にもなおその効力を有するものではない。
- b 王国の名に於いて金銭を借り入れること。
- c 王国の財政を管理すること。
- d 国の経費を支払うのに必要な金額を承認すること。
- e 王室のために国王に毎年度支払うべき額を決定し、且つ王室の扶持を定めること。但し、この扶持は、不動産から成るものであってはならない。
- f 政府の議事録及びすべての公的報告書並びに記録を国会に提出させること。
- g 国に代わって、国王が外国と締結した協定及び条約を国会に通知させること。
- h 国の事項に関して、国王及び王室を除き、何人をも国会に召喚する権利を有すること。但し、右の例外は、王族が公職を有する場合には、その王族に対してはこれを適用しない。
- i 俸給及び年金の一時的な表を改正し、且つ必要と認める変更をこれに加えること。
- k 5人の会計検査官を任命すること。この会計検査官は、毎年、国の会計報告を調査し、且つその摘要を印刷してこれを発行する。そのために、会計報告は、国会の交付が行なわれた年度終了の6ヶ月以内に、会計検査官に提出される。また、政府会計官吏の会計報告を承認するため、その手続についての規定を採択すること。
- l 外国人を帰化させること。

第76条 すべての法案は、下院議員の1人により、又は政府閣僚を通じて政府により、先ず下院に提出される。法案が可決され、上院に送付されると、上院ではこの法案の承認又は拒否が行なわれる。そして後者の場合には、その法案

には、評註が付されて、下院に戻される。これらの評註には、下院により考慮が行なわれ、且つ下院がこの法案を廃案とするか、又は修正を付してか若しくは付さないままで、この法案を上院に再度送付する。

下院からの法案が、2度上院に提出され、且つ2度拒否されて戻される場合、国会は、合同会議を開き、且つその法案は、投票の3分の2の多数でこれを決定する。右2回の審議の間には、少なくとも3日の間隔を置かなければならない。

第77条 下院を通過した法案が上院又は国会の合同会議で承認された場合、国王の裁可を得たい旨の要請を付して、国王に奉呈される。

D章 司法権 [全面的に省略]

E章 通則 [第95条～第106条に自由・平等を主とする人権規定があるが省略]

(以上、吉川 智訳)